

# 一般社団法人 千葉市老人クラブ連合会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人千葉市老人クラブ連合会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉市中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、千葉市における老人クラブの育成及び高齢者の健康を保持し、生きがいを高め、社会参加を進めるなど老人クラブ活動の推進に関する事業の支援を行うことにより、長寿社会に生きる高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 前項において老人クラブとは、地域を基盤として設立された単位老人クラブ及び複数の単位老人クラブによって構成された連合会組織を総称する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 老人クラブ設立の支援及び育成
- (2) 老人クラブ指導者の育成及び研修
- (3) 老人クラブに関する調査、研究、啓発広報の実施
- (4) 高齢者の健康づくり及び生きがいを高めるための事業
- (5) 高齢者の友愛、社会奉仕、防犯防災、交通安全等地域支え合い活動の推進
- (6) 全国老人クラブ連合会その他関係機関・団体等との連絡調整及び情報交換
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 前項第1号の団体とは、第3条第2項で定める団体とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の決議を経て別に定められた入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(退会)

第7条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定めた退会届を会長に提出して任意にいつでも退会することができる。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定められた会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定められた賛助会費を納入しなければならない。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 第7条及び第9条の場合のほか、会員は次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 正会員の全員の同意があったとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を納めなかったとき。

(会費の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費は返還しない。

### 第3章 役員

(役員)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上20名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長とし、会長を除く理事のうち3名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項2号の業務執行理事とする。

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 会長・副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。

3 副会長は、会長の業務を補佐し、理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 常務理事は、事務局の業務を掌理する。

5 会長及び副会長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第17条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第18条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(損害賠償責任)

第19条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。

(損害賠償責任の免除)

第20条 この法人は、前条第1項の責任について、同条第2項の規定にかかわらず、法人法第114条第1項の規定により、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

## 第4章 理事会

(構成)

第21条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第22条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第23条 理事会は、会長が招集する。

2 会長でない理事又は監事は、法令の定めるところにより会長（招集権者）に対し、理事会の開催を請求することができる。

3 前項の場合において、請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事または監事は理事会を招集することができる。

4 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第25条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の定めるところにより、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名する。
- 3 前項により作成した議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

## 第5章 総会

(構成)

第27条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第28条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 定款の制定又は変更
- (2) 会費の基準
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに附属明細書の承認
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第29条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。
- 4 第2項の定時総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(招集)

第30条 総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。

2 正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日々の2週間前までに、正会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第31条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第32条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第33条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員現在数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員現在数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第34条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第35条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第33条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第36条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事が記名押印するものとする。

2 前項の規定により作成した議事録は、その総会の日から10年間主たる事務所に備え置かねばならない。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計の原則)

第38条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(資産の構成・管理)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 資産は会長が管理する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その事業年度開始の日の10日前までに理事会の決議を受けなければならない。

2 前項により決議した事業計画書及び収支予算書は、その後に開催される直近の総会に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第42条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令に定められた事由により解散する。

- 2 前項により解散したときは、その残余財産は総会の決議を経て、地方公共団体、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人等この法人と類似の目的を有する団体に贈与するものとする。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告の方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## 第9章 内部組織

(内部組織)

第46条 この法人の事業を適正に運営するため、行政区ごとに「区老人クラブ連合会」を置く。

- 2 前項の区老人クラブ連合会は、その区内の単位老人クラブ及び地区老人クラブ連合会を包括した組織とする。

(委員会・専門部会)

第47条 この法人の事業を実施するため所要の委員会又は専門部会を設けることができる。

- 2 前項の委員会又は専門部会の構成及び運営の基準については、理事会の決議を経て別に定める。

## 第10章 事務局

(事務局)

第48条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。



## 第 1 1 章 雑 則

(委任)

第 4 9 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は岸岡泰則とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 3 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 4 平成 2 8 年 5 月 2 7 日一部改正